

深谷市における放射線量測定及び除染に関する基本方針

平成 23 年 11 月 14 日 初 版

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故にともない飛散した放射性物質は、原子力発電所周辺のみならず、東北、関東、新潟県等、広大な範囲に影響を及ぼしています。

国の原子力災害対策本部が平成 23 年 8 月 26 日に示した「除染に対する緊急実施方針」では、年間 20 ミリシーベルト以下の地域では、追加被ばく線量^{※1}が年間 1 ミリシーベルト以下となることを目標としています。

国は、責任をもって除染を推進することとしています。追加被ばく線量が年間 1 ～20 ミリシーベルトの地域では、市町村が汚染の状況や住民ニーズに応じた除染計画を策定し、除染を実施していくことが求められています。

現在、深谷市の空間放射線量や土壌放射能濃度等は、文部科学省が 8 月 29 日に公表した埼玉県内の放射性物質の分布状況を測定した航空機モニタリング調査の結果では、追加被ばく線量が年間 1～20 ミリシーベルトの地域はありませんが、放射性物質に対して不安を抱いている市民も多くいます。

このようなことから、深谷市では、生活空間における放射線量目標を定め、放射線量測定及び除染に関する当面の基本方針を定めることとしました。

なお、この基本方針については、国・県からの新たな情報や、事故処理の進展等により改定していく予定です。

※1 追加被ばく線量とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すものとする。

1 深谷市の生活空間における放射線量目標

市では、生活空間における、追加被ばく線量の目標を年間 1 ミリシーベルト以下とします。

2 目標設定の考え方

国際放射線防護委員会（ICRP）が 2007 年に出した勧告では、一般の人が受ける放射線量は、平常時は年間 1 ミリシーベルト以下（自然放射線及び医療被曝を除く。）としています。

この年間 1 ミリシーベルトを、1 時間あたりに換算すると、毎時 0.19 マイクロシーベルトとなります。

なお、これは、一日のうち、屋外に 8 時間、屋内（遮蔽効果 0.4 の木造住宅と仮定）に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定し、次のように計算しています。

年間 1 ミリシーベルト = 毎時 0.19 マイクロシーベルト × (8 時間 + 0.4 × 16 時間) × 365 日

原発事故以前から、大地からの放出及び宇宙から降り注ぐ自然由来の放射線があります。大地からの放射線量は、毎時 0.04 マイクロシーベルト、宇宙からの放射線量は、毎時 0.03 マイクロシーベルトと見積もられています。

この中で、航空機モニタリングや、市が保有している機器で用いられている NaI シンチレーション式放射線量測定器では、宇宙からの放射線はほとんど測定されませんので、

毎時 0.19 マイクロシーベルト + 毎時 0.04 マイクロシーベルト = 毎時 0.23 マイクロシーベルト

と計算し、毎時 0.23 マイクロシーベルトを基準とします。

以上のことから、深谷市の生活空間における放射線量基準を毎時 0.23 マイクロシーベルト以下とします。

なお、測定については、地表からの高さ 5cm 及び施設の特性に合わせた測定高（例として、保育園、学童保育室、幼稚園、小学校、公園等は、50cm、中学校等は、1m）で計測するものとします。

3 放射線量測定

放射線量の測定方法及び施設内の測定場所等については、文部科学省が平成 23 年 8 月 26 日に公表した「学校等における放射線測定の手引き」及び平成 23 年 10 月 21 日に公表した「放射線測定に関するガイドライン」等を参考に放射能対策部会事務局が別に測定に関するガイドラインを例示します。

4 測定の優先順位

放射線量の測定については、施設全てで同時並行的に実施することが理想です。しかしながら、現段階では放射線測定機器の整備などにより、測定の実施に制約があることから、優先順位を付けて対応することとします。

放射線は、大人よりも小児の方が感受性が高く影響が大きいと言われていることから次のような方針をもとに優先順位を設けて実施していくこととします。

(1) 子ども（児童・生徒を含む、以下同じ。）を長時間預かる施設

- ・幼稚園、小学校及び中学校
- ・保育園及び学童保育室

(2) 子どもが比較的長時間、屋外で遊ぶ場所

- ・公園

(1)、(2) で掲げた施設以外の道路、庁舎及びその他施設についても、調査計画を策定し、段階的に測定していきます。

5 基準を超過した場合の対策について

前項の測定を行い、放射線量が毎時 0.23 マイクロシーベルトを超える測定地点があった場合、施設管理担当課は、次のような対応を行います。

(1) 基準を超えた範囲が小さく施設管理担当課において軽微な除染作業が可能な場合は、除染作業を行います。

又除染を行わない場合は、立ち入り禁止等の処置をします。

(2) 軽微な除染作業において対応ができない場合は、早急に東日本大震災対策本部・放射能対策部会事務局に状況を報告します。

(3) 放射能対策部会事務局は、除染方法について放射能対策部会及び東日本大震災対策本部に諮り決定します。

(4) 施設管理担当課は、対策本部の決定に従い除染を行います。

6 放射線に関する情報提供

市内の放射線量等に関する情報は、以下のように提供していきます。

(1) 測定等の結果の報告

施設管理担当課は、施設の放射線量測定及びその対応結果について放射能対策部会事務局へ報告します。

報告する内容は、別に定めます。

(2) 市民へ情報提供

放射能対策部会事務局は、施設管理担当課から報告された結果を次のように市のホームページ等で公表します。

- ① 測定した施設名及び測定場所
- ② 計測された放射線量

③ 基準を超過した場合の処置の状況

なお、除染の状況などは、作業の進捗により、内容は随時更新を行うこととします。

7 一般住宅等の放射線量測定

一般住宅等の放射線量測定や除染については、その管理者が行うこととします。

なお、放射線量測定機器の入手が困難な現状であり、土地や建物の管理者の皆さまには、一般的に放射性物質が溜まっている可能性がある部分について、

- (1) 乳幼児や児童を近寄らせないこと
- (2) やむを得ず通過する場合は速やかに通過させる
- (3) 地面表面の土を削ぐ、コンクリートの表面を洗浄するなど簡単な除染を行う

など、周辺よりも比較的高い放射線量が測定される領域（ホットスポット）を予見した対応をお願いしたいと考えております。

市民への測定器の貸し出しについては、測定器の数が揃った段階で検討してまいります。

※ 市民による除染を行う場合の方法等につきましては、原子力災害対策本部が平成 23 年 8 月 26 日に発表した「市町村による除染実施ガイドライン」のうち、「家庭・庭」の項目等を参照してください。

<http://www.meti.go.jp/press/2011/08/20110826001/20110826001-6.pdf>

なお、「家庭・庭」の項目は、4 ページを参照してください